

理 由 書

本理由書は、志木都市計画特定用途誘導地区の決定（志木市：本町1丁目地区）についての理由を示したものです。

I. 志木都市計画区域における位置等

志木都市計画区域に含まれる土地の区域は、志木市の行政区域の全域です。

【志木市：本町1丁目地区】

本地区は、東武東上線志木駅から北東に約1km、志木市の中心に位置しており、いろは遊学館(小学校・公民館・図書館など複合施設)、市民会館、消防署、法務局等の公共施設や住宅街、商店街が立地している地区です。

II. 決定理由

【志木市：本町1丁目地区】

本地区は、立地適正化計画における都市機能誘導区域内に誘導施設として設定した教育文化施設の整備実現を図るため、III. 決定の内容のとおり、特定用途誘導地区を指定するものです。

III. 決定の内容

志木都市計画特定用途誘導地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物等の誘導すべき用途	誘導用途に供する建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考
特定用途誘導地区 (本町1丁目地区)	約0.9ha	別表第1のとおり	20/10	—	—	—	
合計	約0.9ha						

別表第1（教育文化施設）

1. 体育館

2. 集会場

3. 前2号の建築物に附属するもの

1から3について一般の利用に供する目的で設置するものに限る。

IV. 関連する都市計画

該当なし